

後期高齢者医療資格確認書の更新について

8月は資格確認書の更新時期です。現在使用している保険証や資格確認書、限度額適用認定証などの有効期限は7月31日です。マイナ保険証を登録している方にも資格確認書を送付しています。8月1日以降に医療機関を受診するときは、マイナンバーカードまたは新しく届いた資格確認書をご提示ください。

新しい資格確認書の有効期限は令和8年7月31日となります。

よくあるお問い合わせ

●保険証ではなく資格確認書が届きました

従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなりました。「資格確認書」を医療機関等に提示することで、ご自身の自己負担割合にて、これまでどおり保険診療を受けることができます。

●8月になっても資格確認証が届きません

個人ごとに簡易書留でお送りしています。ご不在などで郵便受けに不在票が入っている場合もありますので、ご確認の上、期限内に郵便局に再配達を依頼してください。郵便局での保管期間が切れた場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

●資格確認書も不在票も届きません

ご家族が受け取っている場合がありますので、ご確認ください。また、郵便局へ転送を依頼している人は、転送の更新手続きをしているかもう一度ご確認ください。



●加入手続きをしていないのに後期高齢者の資格確認書が届きました

後期高齢者医療制度は、75歳の誕生日から必ず加入となり、それまで加入していた国保や社保の資格は喪失します。

●国保と後期高齢者の資格確認書が両方届きました

75歳の誕生日の前日までは国保の資格確認書を使用し、誕生日からは後期高齢者の資格確認書を使用してください。有効期限をお確かめください。

●自己負担割合が前より高くなりました。なぜですか？

医療機関窓口での自己負担割合は、一般の方は1割、一定以上の所得のある方は2割、現役並み所得者は3割となります。自己負担割合は、8月から翌年7月までを区切りとし、その年度の住民税課税所得や同一世帯の後期高齢者の所得状況などによって判定されるため、自己負担割合が変更となる場合があります。

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

戸籍にフリガナが記載されます

① 戸籍に記載される予定のフリガナの通知書について

令和7年5月26日から、戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになりました。戸籍に記載される予定のフリガナは、本籍地の市区町村長から郵送で通知されます。本町では、7月中旬に通知を送付予定です。通知が届いたら必ず内容を確認してください。通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても来年5月26日以降に通知のとおり戸籍に記載されます。

② 氏名のフリガナの届出について

- 届出人 氏のフリガナと名のフリガナの届出は、それぞれ届出できる人が異なります。届出人が15歳未満の場合は、親権者等の法定代理人が届出人となります。
 - (1) 氏のフリガナの届出人：原則として戸籍の筆頭者（ただし、筆頭者が除籍されている場合は配偶者、配偶者も除籍されている場合は子）
 - (2) 名のフリガナの届出人：本人

- 届出方法 氏名のフリガナの届出は、マイナポータルを利用してオンラインで行うことができます。その他、郵送や最寄りの市区町村の戸籍取扱窓口でも届出ができます。

- 戸籍に記載する氏名のフリガナについて 戸籍に記載する氏名のフリガナについては、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているもの」に限られています。

ただし、一般の読み方以外の読み方を日常的に使用している場合には、その読み方を使用していることが確認できる資料（パスポートや預貯金通帳など）を氏名のフリガナの届書に添付すれば、フリガナとして届け出すことができます。

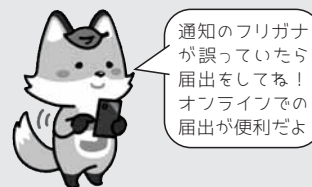
詐欺にご注意ください

- ・振り仮名の届出に手数料はかかりません
- ・届出をしなくても罰則はありません

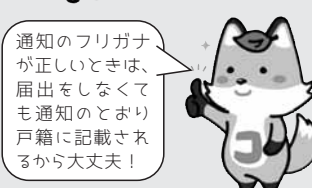
☎ 法務省コールセンター ☎0570-05-0310
町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373



戸籍制度マスコットキャラクター「コセキツネ」



通知のフリガナが誤っていたら届出をしてね！オンラインでの届出が便利だよ



通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから大丈夫！



戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省HPをご覧ください。

国民健康保険資格確認書の更新について

8月は資格確認書の更新時期です。現在使用している保険証や資格確認書、限度額適用認定証の有効期限は7月31日です。マイナ保険証を登録している人には資格情報のお知らせを、登録していない人には資格確認書を送付します。8月1日以降に医療機関を受診される場合は、マイナンバーカードまたは新しく届いた資格確認書をご提示ください。

新しい資格確認書の有効期限は令和8年7月31日となります。

よくあるお問い合わせ

●保険証ではなく資格確認書が届きました

従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなりました。「資格確認書」を医療機関等に提示することで、ご自身の自己負担割合にて、これまでどおり保険診療を受けることができます。

マイナ保険証を登録している人には資格情報のお知らせを送付しています。マイナンバーカードと併せてご利用ください。

●資格確認書が届きません

新しい資格確認書は、7月下旬に、世帯主宛てに世帯の国保加入者全員分をまとめて「簡易書留」で住民票の住所へ郵送します。ご不在などで受け取りができなかったときは、不在票をご確認の上、期限内に郵便局に再配達を依頼してください。不在票も見当たらない場合は、ご家族が受け取っている可能性もありますのでお確かめください。

7月中にお手元に届かない場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

●すでに社保に加入しているのに、国保の資格確認書が届きました

国保以外の健康保険（協会けんぽや船員保険、共済組合など）に加入した場合は、国保の喪失届が必要です。現在加入している健康保険の資格確認書（資格情報のお知らせ等）と、届いた国保の資格確認書をお持ちの上、速やかに町民税務課窓口または歌津総合支所で手続きを行ってください。

詳しくは、町のホームページをご覧ください。

●有効期限切れの資格確認書はどうすればいいでしょうか

有効期限が切れた日以降に、はさみなどで細かく裁断して処分してください。町民税務課または歌津総合支所へ返還いただいても結構です。個人情報に記載されているものなので、処分方法には十分にご注意ください。

●資格確認書の有効期限がほかの人と違います

令和8年7月31日までの間に70歳または75歳の誕生日を迎える人は、資格情報が切り替わることから有効期限が違います。新しい資格確認書は有効期限前に、町または宮城県後期高齢者医療広域連合が発行し郵送します。

■70歳になる人の有効期限

⇒70歳になる誕生月の月末まで

翌月からは負担割合が明記された資格確認書に切り替わります（町が発行）

■75歳になる人の有効期限

⇒75歳になる誕生日の前日まで

75歳になる誕生日当日からは後期高齢者医療資格確認書に切り替わります（宮城県後期高齢者医療広域連合が発行）

●限度額適用認定証を交付されているのに、資格確認書と一緒に届きません

限度額適用認定証は、現在交付されている方でも8月1日以降に改めて交付申請を行う必要がありますので、町民税務課窓口または歌津総合支所で申請をお願いします。

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

国保のドック、うけてみませんか？

国民健康保険の被保険者を対象に、人間ドックと脳ドックの健診を行います。対象となる人には、7月上旬に発送する特定健診受診案内にお知らせ（申込書）を同封しますので、受診を希望する人は8月1日（金）までにお申込みください。

- 対象者 南三陸町国民健康保険の被保険者で令和7年度中（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に次の年齢に達する人

- ・人間ドック（ピンク色） 35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・74歳
- ・脳ドック（青色） 40歳～65歳

- 注意事項 健診実施日以前に国保資格を喪失した場合は対象外となります。

人間ドックを受診する人は、特定健診・住民健診を受診することができません。

※詳細は対象者のお手元に届くお知らせをご確認ください。

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

